〈大切なお知らせ〉

平成 28 年 11 月

パート・アルバイトで働く被扶養者が、**勤務先で健康保険に加入したら**被扶養者から**外す届け出が必要**です

ＴＤＫ健康保険組合
適用担当

平成28年10月から、健康保険や年金などの社会保険の加入対象となる人の基準が変わり、パート・アルバイトなどで働く方にも広がりました。

当健保組合の被扶養者であるご家族が勤務先で健康保険に加入した場合は、当健保組合に被扶養者を外す手続きが必要になります。

届け出は速やかに！

会社の担当者に必要書類の提出を行ってください。

必要書類　①被扶養者届（減員）…書類は各会社にありますので、会社の担当者へお問合せください。
②勤務先で加入した保険証のコピー
③喪失対象者のTDK保険証返却

【参考】社会保険の対象となる基準

- 週 20 時間以上勤務する人
- 月額賃金 88,000 円以上の人（年収 106 万円以上）
- 勤務期間 1 年以上が見込まれる人
- 従業員 501 人以上の企業
- 学生は適用除外

皆さまのご協力を、どうぞよろしくお願いします。